

## 那珂市議会 産業建設常任委員会記録

開催日時 令和8年3月12日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員	委員長	寺門 勲	副委員長	榊原 一和
	委員	大和田和男	委員	萩谷 俊行
	//	笹島 猛	//	福田耕四郎

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長	大和田 和男	事務局長	会沢 義範
次長	萩野谷 智道	次長補佐(総括)	三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長	玉川 明	財政課長	照沼 克美
産業部長	大内 正輝	農政課長	石井 宇史
商工観光課長	水野 泰男	道の駅整備課長	岡本 哲也
建設部長	高塚 佳一	都市計画課長	黒川 耕二
土木課長	川崎 慶樹	上下水道部長	金野 公則
下水道課長	海野 英樹	下水道課長補佐(総括)	秋山 洋一
水道課長	矢崎 忠	農業委員会事務局長	澤島 克彦

会議に付した事件

付託案件

1. 議案第10号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
2. 議案第14号 那珂市空家等対策の推進に関する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
3. 議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第9号)  
…原案のとおり可決すべきもの
4. 議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算  
…原案のとおり可決すべきもの
5. 議案第22号 令和8年度那珂市水道事業会計予算  
…原案のとおり可決すべきもの
6. 議案第23号 令和8年度那珂市下水道事業会計予算  
…原案のとおり可決すべきもの
7. 議案第24号 市道路線の認定について  
…原案のとおり可決すべきもの

8. 議案第25号 市道路線の廃止について

…原案のとおり可決すべきもの

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 皆様、改めましておはようございます。

本日は、産業建設常任委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、那珂市議会産業建設常任委員会の構成が変更になりまして、新たなメンバーでこの産業建設常任委員会をスタートさせます。これからの様々な地域の課題にしっかりこの産業建設常任委員会一致団結して取り組んでまいりますので、執行部の皆様方のご理解もよろしくお願いを申し上げます。

開会前にご連絡をいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードにご配慮をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は、先ほど委員長からもお話あったとおり、新メンバーでの産業建設常任委員会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

そして、昨日は総務生活でございましたが、3.11ということで黙禱させていただきましたが、先ほど福田委員とも話していましたが、15年前も3.11のとき、産業建設常任委員会をやっていたということで、その際は非常に天井が落ちたりと大変だったということでございますが、改めて犠牲となられた方に対して、ご冥福をお祈りするばかりでございます。

それでは、本日、令和8年度一般会計予算という大型の審議を含みますが、再任された寺門委員長の下、慎重審議をお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、改選後初めての産業建設常任委員会ということで、これからどうぞよろしくお

願ひ申し上げます。

本日提出しております議案は、条例関係が2件、予算関係が補正を含めまして4件、その他2件の8件でございます。

慎重なるご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、会議次第のとおりでございます。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

執行部に申し上げます。

令和8年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べてから説明をお願いいたします。

歳入については款及び項まで、歳出については款項目までの説明をしてから新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要な場合は、その説明を加えてください。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

初めに、議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

財政課より一括してご説明願ひます。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第15号をご覧ください。

議案第15号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第9号）について、ご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。変更になります。

5款農林水産業費、1項農業費、木崎地区地籍調査事業（令和7年度分）、補正後総額2,187万9,000円。年割額、令和7年度1,657万円、令和8年度530万9,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正になります。

追加になります。

5款農林水産業費、1項農業費、担い手育成支援事業1,527万5,000円、アグリビジネス戦略推進事業2,192万円。

6款商工費、1項商工費、特産品ブランド化推進事業278万5,000円、観光事務費120万

9,000円。

7款土木費、3項都市計画費、下菅谷地区まちづくり事業1億2,462万3,000円、菅谷・市毛線街路整備事業2億5,904万9,000円、下菅谷地区街路整備事業（上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線）9,244万円。菅谷飯田線道路整備事業1億7,992万1,000円。

変更になります。

7款土木費、1項道路橋りょう費、冠水対策推進事業、補正後金額1億6,600万円。

6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正になります。変更になります。上から5番目になります。

起債の目的、冠水対策推進事業。補正後限度額1億1,360万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

12ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3,127万4,000円の減。うち、地域公共交通活性化事業260万8,000円、デマンド交通運行事業21万円になります。

16ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費1,880万4,000円の減。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,736万6,000円。

17ページをお願いいたします。

5目農地費800万円の減。

8目経営所得安定対策費1,800万円の減。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費278万5,000円。

18ページをお願いいたします。

3目観光費120万9,000円。

7款土木費、1項道路橋りょう費、3目道路新設改良費2,350万円。

4目橋りょう維持費440万円の減。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 16ページのこのアグリビジネス戦略事業って、これどういうものなんですか。

農政課長 農政課になります。アグリビジネスにつきましては、全体的に見ますと、今回の補正につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金のほうを用いまして、いろいろな売上げの向上ですとか、IT化などを進めている事業になります。

以上です。

笹島委員 交付金が出たから何か追加でやるということですか。

農政課長 はい。こちらは令和6年度から継続している事業になりまして、令和6年、7年と

本年度も事業を実施しているところです。それにつきましては、今回、国のほうの交付金が7年度のほうでの計上もちょっと視野に入れていくということで行っておいりましたので、今回、こちらの補正に上げさせていただきます。

事業につきましては、多少の増とか、そういった事業の内容が変わったところもありますけれども、ほぼ同様の内容を継続して続けるものになります。以上でございます。

笹島委員 じゃ、具体的にどのような効果が出ましたか。

農政課長 現在、直売所とかでA Iを活用した来客者予想、あとは、もしくは購買機会の損失をなくす、または廃棄部分をなくすといった部分で、利用者の方々にそのような利用機会を増やすと。生産者の利用機会を増やすとか、あと、商品損失が減るといったような効果は出てきております。また、来客者予想も1年間やってきておりますので、この時期はこのぐらい来るといったような予想もできておりますので、そういったものをまた精度を高めていく必要はございますけれども、そういった効果が出ているところでございます。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、生産者が持ってきて、それを残って、その廃棄云々というのは効果があつたと、少なくなったというふうに解釈していい。

農政課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

大和田委員 同じく16ページの浄化槽設置補助事業の減額の内容をお願いします。

下水道課長 16ページの浄化槽設置補助事業でございます。こちらは申請の件数が落ちたもので、それに伴いまして減額補正ということで確定しております。以上です。

大和田委員 この事業も歩留りなのか、それとも、その周知が足りないのか、そういう簡単な分析というのはできているのでしょうか。

下水道課長 こちらのほうなんですけれども、新設の家を建てる方が合併浄化槽をつけるに当たり補助事業を出すというものなので、新規の住民が来ないと新規の合併浄化槽が出ないというのが今の状況です。今、ちょっと物価高騰で新築の方がなかなかいないというのが正直でございます。あとは、下水道が使用できる方は下水道のほうに行きますんで、これは使えませんので、そういう形で、利用は決して全然ないわけではございませんので、ある程度は予算を持っているというような意識です。

大和田委員 分かりました。いいです。

委員長 ほかにございませんか。

副委員長 すみません、17ページの特産品ブランド化推進事業。これ、内訳を見ますと、役務費広告料が181万5,000円、委託料、デザイン制作費が89万7,000円ついているんですけども、これ、どういう類いのものの広告料になりますか。

商工観光課長 商工観光課です。役務費に関しましては、特産品ブランドの広告宣伝費としま

して、リクルート、じゃらのじゃらんnet、旅トピなどに広告記事を掲載するための宣伝費用となっております。

委託料につきましては、特産品ブランドを紹介するいい那珂いいものを冊子からホームページのほうに移行するための費用となっております。

以上でございます。

副委員長 そうしましたら、広告料というのはリクルートのほうの出稿料ということなんですが、基本的には旅雑誌という解釈でよろしいですか。

商工観光課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

笹島委員 18ページの土木費の冠水対策推進事業費2,300万円。これ、ちょっとどういう。具体的にちょっと教えてくださいか。

土木課長 土木課になります。こちらについては、去年の12月に国のほうの補助金の補正の分がございましたんで、そちらのお金を今回頂いて繰越しという形で、未契約繰越しという形になっております。

以上です。

笹島委員 そうすると、繰り越して2,300万円があつてと、これどういう事業に使う予定ですか。

土木課長 こちらについては、市内の冠水する箇所、そちらのほうの解消をするよということで事業としては行っております。

主に動いている事業としましては、瓜連地区にあります春日川、こちらの整備を行っているところです。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時18分)

再開（午前10時19分）

委員長 再開いたします。

下水道課が出席をしております。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（下水道課所管部分）を議題といたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費について、執行部よりご説明願います。

下水道課長 おはようございます。下水道課長、海野と申します。ほか3名出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算について、下水道課所管の事業のうち、合併浄化槽についてご説明させていただきます。

予算書は101ページになります。

なお、主要事業説明書については、99ページをよろしく申し上げます。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明させていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、下段にあります4目環境衛生費、下水道課所管事業につきましては、102ページをお願いします。中段、浄化槽設置補助事業でございます。予算額は4,036万6,000円でございます。内容につきましては、合計基数は令和7年と同じ65基になりますが、実績を考慮しまして、新規を20基から30基に増やし、転換を40基から30基に減らしております。更新の5基は、そのまま変更ございません。

また、来年の令和8年度から単独処理浄化槽撤去補助金が12万円から15万円に、宅内排水工事補助金が30万円から33万円に、雨水貯留槽施設設置補助金が9万円から12万円に増額になっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 これ、合併浄化槽のあれは増えているんですか、設置は。

下水道課長 実績は減っております。ただ、補助金の単価が上がっておりますので、基本的には、金額的には大きい、数量は減らしましたけれども、単価自体は上がっているという状況でございます。

以上です。

笹島委員 ほとんどのところは合併浄化槽か、あと公共下水道でもう使っていますよね。新規はあまりないですよ。どうですか、それ。

下水道課長 新規は、新しい家を建てる方とかは、新規はございます。あとは、まだ単独浄化槽をやっている方がいらっしゃいますので、そちらを合併に切り替えるという方法もありますので、そちらで申請はなくはないということです。

笹島委員 じゃ、単独から今度は合併浄化槽に切り替えてくれるということですよ。それし

かないですよ。

下水道課長 そうです。

笹島委員 新規というのは、大体その新しい住宅は、例えば菅谷地区とか何かの公共下水道が完備されていくところに建てますもんね。そうすると、なかなかその今言っていたそれ以外のところの設置というのは難しいですよ、少ないですよ。で、これからどうしていくつもりですか。

下水道課長 今言ったように、調整区域に建てられた方がまだ下水道が入っていない部分がございますので、そちらの場合は合併浄化槽を使うというふうになっておりますので、市街化区域は下水道が入っておりますので、そちらは下水道のほうにということで考えております。

笹島委員 なかなか調整区域のほうに入ってくれるというのは少ないと思うんですよ、やっぱりね。そうすると、だんだん将来は少なくなってくるというふうに解釈してよろしいですか。

下水道課長 はい。実情にあった予算配分を考えております。

委員長 ほかにございませんか。

福田委員 合併浄化槽以外の例えば浸透式のあれなんかというのは、これ全然この予算のあれには加わっていないんですが、例えば地域で言ったらば中台地区、あの辺はどうなんですかね。

下水道課長 中台地区、地下水が高いところも現実ございます。あとは、道路のほうに側溝があればそちらのほうに流末は流すんですけども、あとは宅内処理になってしまいますので、そちらのほうで放流先を掘っていただいてということで、浸透式ということで考えてもらっている状態です。

福田委員 ですから、今言ったその浸透式。浸透式というのは、これ単独浄化槽とはまた別でしょう。

下水道課長 敷地内処理装置の補助事業のほうも、主要施策の99ページの丸の4段目です。敷地内処理装置設置補助事業ということで、こちらで補助のほうのお金は見るような形にはなっております。

福田委員 なるほど。分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

なお、5款農林水産業費、1項農業費、7目集落排水整備費及び7款土木費、3項都市計画費、4目下水道整備費については、下水道事業会計に対する負担金及び補助金のため、支出先の下水道事業会計予算の説明時に説明をいただく形で進行いたします。

続いて、議案第23号 令和8年度那珂市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部より一括してご説明願います。

なお、説明に当たっては、一般会計の5款農林水産業費、1項農業費、7目集落排水整備費及び7款土木費、3項都市計画費、4目下水道整備費についても併せてご説明願います。

下水道課長 それでは議案第23号 令和8年度那珂市下水道事業会計予算についてご説明させていただきます。

関係がございいますので、那珂市下水道課所管の、まず一般会計から下水道事業への繰出しについて説明させていただきます。

予算書113ページをお願いします。

款、項、目、予算額の順にご説明させていただきます。

5款農林水産業費、1項農業費、下水道課所管事業につきましても、下段にございいます7目集落排水整備費になります。農業集落排水整備事業費、予算額3億2,619万8,000円です。こちらは、一般会計から下水道事業会計へ農業集落排水事業への負担金補助金になります。

続きまして、予算書130ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、下水道課所管事業につきましても、中段にあります4目下水道整備費になります。公共下水道事業費、予算額5億6,380万2,000円。こちらは、一般会計から下水道事業会計、公共下水道事業への負担金補助金になります。

続きまして、予算書317ページをお願いします。

317ページを1枚めくっていただくと、ピンク色の用紙がございいます。

そちらから下水道事業会計予算になります。

議案第23号 令和8年度那珂市下水道事業会計予算。

323ページをお願いします。

議案第23号 令和8年度那珂市下水道事業会計予算、324ページをお願いします。令和8年3月3日提出、那珂市長。

それでは、こちらの詳細の説明をいたします。

まずは、345ページをお願いします。

令和8年度那珂市下水道事業会計予算明細書。

収益的収入になります。款、項、本年度予算額の順でご説明させていただきます。

1款下水道事業収益17億9,586万9,000円、1項営業収益6億2,288万9,000円。こちらは主に下水道使用料収入になります。2項営業外収益11億7,298万円、こちらは一般会計からの繰入金、長期前受金戻入になります。

346ページをお願いします。

収益的支出になります。款、項、目、本年度予算額の順でご説明させていただきます。

1款下水道事業費17億8,539万7,000円、1項営業費用16億684万円、1目管きよ費

6,399万6,000円。こちらは下水道管きょに係る費用でございます。3目処理場費1億1,953万1,000円。こちらは、農業集落排水処理場に係る費用でございます。5目普及指導費48万円です。

続きまして、347ページをお願いします。

6目業務費3,886万3,000円。こちらは、業務に関する費用になります。7目総係費1億1,132万円。こちらは、職員人件費や事務費等になります。

続きまして、348ページをお願いします。

中段になります。

8目流域下水道維持管理負担金2億8,856万1,000円。こちらは流域下水道の使用料支払いになります。9目減価償却費9億6,283万9,000円。10目資産減耗費2,125万円。

2項営業外費用1億7,035万7,000円、1目支払利息及び企業債取扱諸費1億6,135万6,000円。3目消費税900万1,000円。

続きまして、349ページをお願いします。

3項特別損失20万円。2目過年度損益修正額20万円。4項予備費800万円、1目予備費800万円。

350ページをお願いします。

資本的収入でございます。

款、項、本年度予算額の順でご説明させていただきます。

1款資本的収入10億3,281万1,000円。2項企業債5億4,370万円。4目他会計負担金6,962万6,000円。5項他会計補助金1億2,266万3,000円。こちらは、一般会計からの繰入金になります。6項国庫補助金1億900万円。7項県補助金50万円。8項工事負担金1億5,605万5,000円。こちらは、受益者負担金分担金や舗装工事などに伴う一般会計負担金になります。11項投資3,126万7,000円。こちらは、農業集落排水事業への基金の取崩しになります。

続いて、351ページをお願いします。

資本的支出でございます。

款、項、目、本年度予算額の順でご説明させていただきます。

1款資本的支出17億6,260万3,000円。1項建設改良費8億9,562万7,000円。1目建設事務費3,928万3,000円。こちら、職員人件費や事務費等になります。

352ページをお願いします。

2目管路建設費8億1,234万8,000円。委託費や工事請負費になります。こちらのうち公共下水道分7億8,784万8,000円につきましては、主要事業説明書の100ページのほうに説明資料となっております。よろしくをお願いします。

6目流域下水道施設利用権4,399万6,000円。流域下水道への工事負担金になります。8目固定資産購入費ゼロ円。

3項企業債償還金8億6,697万6,000円、1目企業債償還金8億6,697万6,000円。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 一般会計のほうから繰入金は、幾らでしたっけ。

下水道課長 8億9,000万円です。

笹島委員 これは毎回変わらないですか。

下水道課長 今のところ、そちらでやらせてもらっています。

笹島委員 安定していますか。

下水道課長 はい。

笹島委員 増えるという可能性はないよね。

下水道課長 ちょっと難しいと思っています。

笹島委員 ですよ。やっぱり厳しいですもんね。

下水道課長 はい。

笹島委員 市から頂くというのはね。

下水道課長 はい。

笹島委員 もう一つ、すみません。

この352ページ、企業債返済金8億円ありますね。

下水道課長 はい。

笹島委員 これはどのくらいの金利で、どこから借入れしているんですか、これ。返済しているんですか。

下水道課長補佐 財政融資資金等からの借入れがございまして、やはり年度によってパーセンテージ違うんですけれども、今、手元、ちょっと資料持ってきていないんですが、最大で3%からこれまでの0.5%まであったんですけれども、最近はちょっとパーセントのほうも上がってきていますんで、やはり予算の見たときには、令和7年度分としては3%ということで8年度予算のほうは上げさせていただいております。

笹島委員 0.5から3パーセントって、随分上がったね。

下水道課長補佐 そうですね、それはやはり時代の移り変わりで変わっているものだと思いますし、うちのほうで固定金利でやらせていただいておりますので、その金利ということで来ております。

笹島委員 固定金利、何年間やっているの、それ。

下水道課長補佐 3%の前の頃としましては、今から30年前ぐらいの金利ですので、その頃の金利から平成から令和に変わった頃は0.5%と、だんだん落ちていったと思うんですね。その部分の幅があったというような形で、金利が変わっているような形です。

以上です。

笹島委員 低金利が続いてきましたね、0.5とか云々で。で、最近になって3%になったんですか。

下水道課長補佐 はい、そのとおりでございます。

笹島委員 あれ、固定金利じゃなかった、今、何かそう言っていました。

下水道課長補佐 はい、固定金利でございます。

笹島委員 固定金利だったら、その何年間で固定なんですけれども、変動なの。

下水道課長補佐 単年度単年度で契約をするものですので、今年契約するものに関しては3%とか、あと平成の何年に借りたものは何%というような形でパーセントというのは決まっておると思うんです。なので、その年の固定金利という、その年に契約した年の固定金利というような形になります。

以上です。

笹島委員 どこから借入れしているの。

下水道課長補佐 財政融資資金が主で、あと機構などから借入れしております。

以上です。

笹島委員 何機構。

下水道課長補佐 地方公共団体金融機構という名前だと、ちょっとろ覚えで申し訳ないんですが、というような形だと思います。やはり国の関係の機関でございます。

笹島委員 おかしいんですけれども、毎年の出資金で見直すというのはおかしいんですけれども、そんなありなんですか、そういう国の金融公庫か何か知らないけれども。そんなありなんですか。普通はないんですけれども、常識的には。何年間で借入れして、変動か固定かというんですけれども、どうなんですか。何かおかしいですよ、それ。だって、今まで0.5でやったのにいきなり3%なんて、それあり得ない話ですけれども。

下水道課長補佐 ちょっとお時間いただいて申し訳ないんですが、ちょっと詳しく説明させていただきますと、多分、今、委員がおっしゃっていることというのは、令和元年に例えばお金を借りたものがあるとするじゃないですか。そこに関しては、0.5%で今も借りているような形になります。ただ、毎年借りるときによって金利というのは決まってくるので、今年、令和7年度の末に借りるものに関しては、5億円を5年据置き、25年という形で借りるんですけれども、そちらに関しては3%の利子でという形での金額になります。その積み上げというものが8億の金額になっているような形になります。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時43分)

再開(午前10時44分)

委員長 再開いたします。

水道課が出席をしております。

続きまして、議案第22号 令和8年度那珂市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部より一括してご説明願います。

水道課長 水道課長の矢崎です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第22号についてご説明いたします。

令和8年度那珂市水道事業会計予算について。なお、主要事業説明書につきましては、100ページから102ページまでが水道課所管事業となります。予算書の281ページからが水道事業会計予算書になります。

詳細につきましては、会計予算明細書によりご説明いたします。309ページをよろしく願います。

令和8年度那珂市水道事業会計予算明細書になります。

収益的収入、款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款水道事業収益12億7,689万6,000円。1 項営業収益11億8,340万5,000円。水道料金及び加入分担金などの収入になります。前年度予算額からの増額分につきましては、主に経営戦略の予想年間給水量の時点修正による給水収益の増によるものです。

2 項営業外収益9,348万9,000円。下水道料金徴収取扱負担金と長期前受金戻入などになります。前年度予算額からの増額分につきましては、令和8年度から東海村と量水器共同発注を行うことから、東海村からの負担金の収入の増によるものです。

3 項特別利益2,000円。固定資産売却益、過年度損益修正益になります。

310ページをお願いいたします。

収益的支出、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款水道事業費12億2,908万3,000円。1 項営業費用11億5,310万1,000円。1 目原水及び浄水費5億1,863万3,000円。浄水場の施設管理及び受水に関する費用になります。前年度予算額からの減額分につきましては、茨城県からの浄水購入に係る基本料金値下げによる減額になります。

311ページになります。

2 目配水及び給水費5,648万8,000円。配水管等の維持管理に要する費用になります。前年度予算額からの主な増額分につきましては、令和8年度から東海村と量水器交換に使用する量水器を共同発注することから、量水器数の増によるものです。

4 目総係費1億9,029万8,000円。水道事業営業に係る職員人件費、委託費などの総務事務費用になります。前年度予算額からの増額分におきましては、賦課徴収業務の委託期間が9月で完了するため、新たな業務委託の入札を行うことから、設計額の増になります。

続きまして、313ページ、中頃になります。

5 目減価償却費3億8,110万3,000円。有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費になります。

6 目資産減耗費657万9,000円。更新により廃止となった管路などの資産を減耗するものになります。

2 項営業外費用7,101万3,000円。1 目支払利息及び企業債取扱諸費7,091万2,000円。企業債の支払い利息になります。前年度予算額からの増額につきましては、令和7年度分の貸付額の追加によるものです。

2 目消費税10万円。3 目雑支出1,000円。

3 項特別損失96万9,000円。1 目固定資産売却損1,000円。2 目過年度損益修正損96万8,000円。

314ページをお開きください。

4 項予備費400万円。1 目予備費400万円。

315ページになります。

資本的収入。款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款資本的収入5億7,040万円。1 項企業債5億円。配水管網整備工事に充てる財源となります。

2 項負担金7,040万円。消火栓の新設・更新に伴う一般会計からの負担金や公共下水道工事に伴う移設工事負担金になります。

316ページをお開きください。

資本的支出。款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款資本的支出10億384万9,000円。1 項建設改良費8億6,945万9,000円。2 目配水施設費7億3,769万3,000円。配水管の管網整備に係る工事費になります。前年度予算額からの増につきましては、老朽管更新工事を重点的に進めるため、今年度におきましては、JR軌道下の耐震化が進んでいない残り4か所を布設替えするものです。また、後台浄水場更新に向けて、国道349号線に埋設の大口径の配水管を更新するものです。

3 目浄水施設費6,014万8,000円。浄水場整備や後台浄水場更新工事の実設計業務委

託費に係る費用になります。前年度予算額からの減につきましては、木崎浄水場更新工事が令和7年度に完了したことから、工事量の減によるものです。

4目総係費6,738万円。資産構築に係る職員の人件費や総務事務費になります。

317ページになります。

5目固定資産購入費423万7,000円。新規量水器の購入及び備品購入費用になります。

8目施設利用権1,000円。2項企業債償還金1億3,439万円。1目企業債償還金1億3,439万円。企業債の元金償還になります。前年度予算額からの増額分におきましては、令和2年度の企業債の元本返済が始まったためになります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 310ページ、原水及び浄水費ですけれども、これ、県から買っていると思うんですけども、値下げになったのか。

水道課長 お答えいたします。

令和7年の4月から県の浄水費が2,020円から1,640円に値下げしました、基本料金が。それに伴って、2,000万ほど減額になりました。

笹島委員 あれどうですか、値下げ幅というのは。何か低い、小さいような気がするんですけども。

水道課長 お答えいたします。

値下げのまず理由といたしましては、県の浄水場の規模を縮小したことによる減価償却分を半分減らしたということで、その分に関する基本料金の減価償却分に対する部分が380円ほど減ったということで、で、1,640円になったということになります。

よろしく申し上げます。

笹島委員 じゃ、それ、これからまた上がるのかな、そうすると。

水道課長 基本料金が上がることはおそらくありません。

笹島委員 そうですか。じゃ我々の、水道料金にも反映しているのかな。

水道課長 あくまでも、企業局から買っている浄水場の基本料金の値下げなんで、浄水、今、皆さんにお配りしている水道料金に対しての反映は、今のところは何もありません。

笹島委員 もう少し下げてもらって、水道料金へ反映してもらいたいんですよね。どうですか。

水道課長 お答えいたします。

現在の物価高騰で、今、那珂市の水道事業は平成9年から料金改定は致しておりませんので、この状態をなるべくコストを落として、ちょっとでも先延ばしたいふうに今努力して頑張っておりますので、よろしく申し上げます。

笹島委員 多分、基本料金3,800円でしたっけ。

水道課長 基本料金は、1か月1,600円の消費税で1,760円かな。税抜きで1,600円です、1か

月。で、2か月で3,200円になります。

笹島委員 基本料金下げたほうがいいんじゃないんですか、これからすると。

水道課長 一応、料金改定は今経営戦略の中で、令和14年以降になるんじゃないかという予測はなされています。その3年ぐらい前からおそらく料金改定のいろいろ調査が始まりますので、その辺については、まだちょっとこの辺ではお答えできません。

笹島委員 今度、企業債は1億3,000万円くらい借りているのかな。

水道課長 お答えいたします。

令和8年度につきましては、企業債は5億円になります。

笹島委員 5億円。そう、なるほど。そうすると、この利子というのは7,000万円くらい払っているという意味。

水道課長 令和8年度の5億円の利息に関しましては、まず貸付条件が5年間元本を返済しなくて、30年の貸付けということで、元本の返済が開始されるのが5年後から開始されるものでございます。それまでは利息だけの返還になります。

笹島委員 それはどうなんですか。本当は元本と利子一緒に返したほうが有利なような感じするんですけども、元本返して、次、利子返すという手法を取っているんですか。

水道課長 利息がまず最初、利息だけが5年間。元金は5年据置きで、その後から元本を返済するという貸付条件になります。

笹島委員 その利息というのは、どのくらいの金利でやっているんですか、それ。

水道課長 今回、5億円で利率が3%になります。

笹島委員 随分高いね。

水道課長 高いです。

笹島委員 今までもずっと3%。

水道課長 令和元年が一番低くて、0.3%ですね。やっぱりだんだん物価高騰と、あとは国の調整でだんだん今利率が上がってきて、今、一番高い3%になりました。

笹島委員 それはじゃ今年からなったんですか。

水道課長 はい、今年の利率が3%です。

笹島委員 じゃ、大変じゃないですか、それ。

水道課長 このまま物価高騰が進むと、一応、利率は5%以内ということになっていますので、5%を超えないような利率で何とかやっていくしかないと思います。

笹島委員 それ、借換えできないですか。

水道課長 一応、借換えはできると思うんですけども、おそらく民間のほうから借りるとなると、その返済期間が例えば10年とかもっと短くされてしまうので、30年間貸付けで返せるほうがちょっと有利なのかなと思います。

笹島委員 そうすると、30年間3%という意味ですか、それは。じゃないですよ。

水道課長 一応、固定という形なんで、3%のまま続くと思います。

笹島委員 これから金利が上がるからという予想もして、物価も上がるからという予想して、3%でいいやということですか、那珂市としては。

水道課長 貸付けの条件が、令和8年度の貸付けが3%で30年の返済という形の貸付条件になります。

笹島委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時58分)

再開(午前11時09分)

委員長 再開いたします。

都市計画課が出席をしております。

続きまして、議案第10号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

都市計画課長 都市計画課でございます。他3名が出席しております。よろしく願います。

それでは、議案第10号をご覧ください。

那珂市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するとします。

提案理由です。

都市公園において、遊び場や憩いの場という役割に加え、地域活性化や市民サービスの向上の場としてのニーズも高まっていることから、興行の実施に係る規定を「行為の禁止」から行為を行う者があらかじめ市長の許可を受けることで行える「行為の制限」に変更するものです。

4ページをお開きください。

条例の概要のうち、改正の理由ですが、現在の那珂市都市公園条例において、興行は総

合公園以外の都市公園では禁止行為となっておりますが、近隣自治体の状況も踏まえ、民間企業によるイベントなど多様な催しの実施を可能とすることで、地域経済や文化活動の活性化が期待でき、ひいては、那珂市の魅力向上にもつながるため、興行の実施が可能となるよう条例の一部を改正するものです。

改正の概要です。条文、見出し、概要の順にご説明いたします。

第17条、「行為の制限」、興行の実施に係る文言を追加するものです。

第18条、「行為の禁止」、興行の実施に係る文言を削除するものです。

スケジュールですが、議会で可決されれば、4月1日付で施行となります。

最後に、2ページをお開きください。

案文となります。

説明は以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

大和田委員 何か分かるような、分からない。具体的にどういうのを何か想定しているというか。

都市計画課長 近年ですと、上菅谷停車場線で2か月に一遍イベントを行っている団体等があると思います。そのほか、令和6年度のときに都市計画課で催しました宮の池のため池の南側でイベント等を行ったんですが、そういったものも市が関与せずに独立で団体のみで北側の公園部分においてイベントが開催できるようにするというものになります。従来は那珂市と連名で行っているような団体のみ可能だったというようなご理解をしていただければ。それが今度基本的には、市が認めたものに関しては単独開催ができるというような形で条例を改正するものです。

副委員長 この那珂市都市公園というのは、具体的にどこを挙げられますか。

都市計画課長 全部で15公園ございます。代表的なところでいきますと、総合公園と宮の池公園、それから竹ノ内の区画整理地内にごございます公園や、総合公園の南側にあります中谷原公園、そういったところが都市公園という形で条例化されているものです。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号 那珂市空家等対策の推進に関する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

都市計画課長 議案第14号をご覧ください。

那珂市空家等対策の推進に関する条例を別紙のとおり制定するとする。

提案理由です。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、空家等の適切な管理に関し、必要な事項を定めていた那珂市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正し、法律と重複する条項を削除した上で、法改正に伴い所有者の責務強化がなされたことから、所有者等の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に所有者が協力する努力義務を含め、空家等対策全般について定める「那珂市空家等対策の推進に関する条例」とするものです。

9ページをお開きください。

制定の理由は、提案理由と同じものとなります。

条例名称ですが、那珂市空き家等の適正管理に関する条例から那珂市空家等対策の推進に関する条例となります。

条例の概要です。

条文、見出し、概要の順にご説明いたします。

第1条と第2条です。目的と定義になります。

本条例の制定の目的と使用する用語の定義を規定しております。

第3条です。当事者間における解決の原則です。空家等に関し生じる紛争の当事者間における解決の原則を規定しています。

第4条です。市の責務となります。空家等の発生の抑制及び有効な活用の促進並びに適切な管理がされていない状態の解消に必要な施策の実施を規定しています。

第5条です。所有者等の責務です。所有者等による空家等の適切な管理と積極的な活用について規定しております。

第6条になります。市民等の役割です。市民等は、市の施策に協力し、適切な管理がされていない空家等について、情報提供をできることを規定しております。

第7条です。関係団体及び事業者の役割です。関係団体は、空家等の活用を推進し、所有者等の相談に応じること、事業者は、空家等及び空家等の跡地の活用に努めることを規定しております。

第8条です。空家等の発生の予防です。市内の建築物を所有するものは、当該建築物が空家等にならないよう有効活用に努めることを規定しております。

第9条です。緊急安全措置です。空家等がそのまま放置されると、地域住民の生命等に

重大な被害が生じ、または生じるおそれがあり、緊急に危険を回避する必要があるときは、当該危険を回避するために必要な最小限の措置を講じることができる緊急安全措置について規定しております。

第10条です。関係機関との連携です。警察、消防、その他の関係機関に必要な協力を求めることができることを規定しております。

第11条、委任です。本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

今後のスケジュールですが、本議会で議決していただければ、4月1日付で施行となります。

最後に、2ページをお開きください。

案文のほうを載せております。

説明は以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 これ、ちょっとごめんなさい、この空家等対策の推進というふうに条例が変わって、どういうふうに具体的に変わったんですか、これ。

都市計画課長 具体的に変わった内容といたしましては、もともとの条例が実態的な内容のものでございました。具体的に申しますと、5ページを見ていただきますと、例えば第4条のところなんです、実態調査や第5条に「助言、指導」、「勧告」などの文言を記載しておりました。

今回、法律のほうでもこの内容と重複しておりますので、こういった文言を削除し、その上で、理念的な条例とはなりますが、空家対策の推進に関する条例ということで、所有者等の責務であったり、市の責務であったり、関係団体の役割であったり、こういったものの努力義務を規定しているものになってございます。

委員長 よろしいでしょうか。

笹島委員 ごめんなさい、よく分からないんですけども、もうちょっと具体的に教えてもらえますか。

都市計画課長 もう少し具体的に申しますと、前条例は市が執行する上で、例えば代執行であったり、そういったものまで規定しておりましたが、それは法律のほうで規定されているので、それを削除したというのが代表的なところなんです。記載の必要がないので、ほかの市町村でもそうなんです、こういった理念的なものを条例として定める形になっております。すみません、なかなか説明がちよっと上手じゃなくて、申し訳ございません。

笹島委員 その代執行ができるという意味。

都市計画課長 そういったものも条例に記載されていたんですが、それは法律のほうに記載がされているので、削除をしましたというご説明です。

笹島委員 じゃ、代執行はできるんですね。

都市計画課長 はい。変わらず、必要に応じてやる場合もございます。

笹島委員 市のほうはやりやすくなったのかな、そうすると。今までは、今、所有者の責務ということに、で追記をしてきましたけれども、所有者がいなくなるとか、いろいろな面で空き家というのは存在するわけでしょう。それが今まで、探したりなんかしながら、大変な。でも、代執行できればということ、今までできなかったけれども、これからできるようになったと、市の判断でということよろしいんですか、そこは。

都市計画課長 すみません、説明が足りなくて、申し訳ございません。法律のほうにも記載をされていたので、当然、必要があれば、以前から代執行ができるようにはなっております。

笹島委員 そうすると、これから今言っていた代執行をせざるを得ないというところは、那珂市には存在しているんですかしていないんですか、それは。

都市計画課長 すみません、一例として、代執行という文言を出したというようにまずご理解をいただきたいというところで、現にあるかどうかというご質問に関しては、今のところ、そういったものはないと考えております。

委員長 ほかに。

大和田委員 ということは、ちょっと追加なんです。管理されていない空き家は那珂市にはないということ。

都市計画課長 所有者又は管理者が見当たらない空き家については現時点においてないということで、その中で、場合によっては所有者さんがうまく管理されていないようなところはあるとは思いますが。

大和田委員 分かりました。じゃ、管理されていない空き家は、市内には所有者は分かっているけれども管理されていないところはあるだろうと。

じゃあと、これもよく他自治体なんかでもいうけれども、管理されていないその空き家に対して、命令とか助言とか、そういうの。助言とか命令とかあると思うんですけども、よく固定資産税じゃなくて、上げるぞとか、そういった具体的なその罰ではない、罰にはなるのか、ペナルティーじゃないけれども、そういったものは那珂市では考えていないんですか。

都市計画課長 現時点においては、そういった箇所はないと認識しております。

それで、特定空き家であったり管理不全空き家というものに市が認定した場合は、市税の固定資産税等の減免が解除されるというような法律になってございます。

大和田委員 ということね。

委員長 よろしいでしょうか。

大和田委員 はい。

副委員長 ちょっと空き家のことはずっと長いこと調べておって、で、現状からいえば、菅谷

地区なんかの市街化区域にある空き家なんていう空き家は多分ないもんだと思ってもらって間違いはない、資産価値があるから。

一番の問題は、私が住んでいるようなところの市街化調整区域の中にある空き家がやっぱり一番、空き家という言葉がもうそもそも適正かといったら、もう廃墟と言ったほうが多分分かりやすいと思うんですね。実際のところ、その廃墟においては、もうほとんどが20年から30年放置されている。で、実際問題、多分、法定相続人も他市町村とか他県に住んでいるのは、これは分かっていると思うんだけど、現状、その方ももうかなりの高齢者になっているというところで、どうにかしたいんだけど、どうしようもできないというのが、多分、そこが問題になってきちゃっているのかなというふうに思っています。実際のところで、一番迷惑を被っているのがやっぱりその隣接の住まう方であったりとか、そこを通学路として使っている人たちとか、同じ自治会、町内の方とか、そういう方がやっぱり情報提供をいただくことが多いものですから、本当に解決と言われると、なかなかちょっと遠い話にはなってくるんだけど、やっぱりこういう条例改正によって一歩でも二歩でも前に進んでいければ、少しでも行政が踏み込めるというところが出てくれば、解決に向けていいように進んでいくのかなというふうな認識もあるんですけど、ただこれからももちろんこういう案件は増えてくるというのも、これ物理的な話であると思うんですよ。ですので、いろんな意味含めて、おのおのちょっと地域と一体化しながら頑張っていけたらなというふうに思うんで、ちょっとご意見として受け止めていただければと思います。

委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（都市計画課所管部分）を議題といたします。

まず、2款総務費の所管部分について、執行部よりご説明願います。

都市計画課長 ご説明させていただきます。

お手元に予算書のご用意をお願いいたします。

予算書の48ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の予算額は5億673万6,000円です。そのうち、都市計画課所管分は4,846万6,000円です。主な内容ですが、51ページ、下段になります。公共交通利用促進施設管理事業費は929万7,000円です。水郡線の利用促進のため、駅周辺に整備された駐車場や駐輪場等の清掃管理や、その他除草作業や駅前公衆トイレの清掃管理などに要する費用です。次年度は防犯カメラや駅ロータリーの照明灯の修繕も行います。

52ページをお開きください。

上段です。デマンド交通運行事業費は3,562万6,000円です。デマンド交通運行事業ですが、待ち時間短縮と直前での予約を目的とし、予約受付時間を当日運行の1時間前までであったものを、30分前までに4月1日の運行から変更いたします。したがって、変更後の予約は乗車日の2日前から当日運行の時刻の30分前までとなり、朝8時の便については、前日の17時までとなります。

市民への広報として、市のホームページ、広報なかおしらせ版、車内掲示をしております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

続きまして、7款土木費の所管部分について、執行部よりご説明願います。

都市計画課長 予算書127ページをお開きください。

予算書、中段となります。7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費の予算額は1億8,349万6,000円です。このうち、都市計画課の所管分は、職員人件費を除く1,195万9,000円です。こちらは主に都市計画総務事務、都市計画見直し事業、木造住宅ブロック塀等耐震化推進事業に要する費用です。

都市計画見直し事業ですが、以前から進められている寄居地区の民間開発に伴う都市計画見直しに係る費用となっており、次年度は都市計画決定の最終案の図書や図面作成、その手続きに係る支援業務に要する費用となります。

次に、129ページをお開きください。

主要事業説明書は、80ページになります。

7款土木費、3項都市計画費、2目まちづくり事業の予算額は2億8,980万5,000円です。

菅谷まちづくり事業は、下菅谷地区の地区計画エリアにおける街区道路の整備等に要する費用です。令和8年度の主な内容は、道路改良舗装工事の請負費や道路用地の購入費となっております。

続いて、129ページの下段になります。

7款土木費、3項都市計画費、3目街路整備費の予算額は9億7,188万1,000円です。

内訳をご説明いたします。

主要事業説明書は、81から83ページになります。

予算書129ページ、下の段、菅谷市毛線街路整備事業費は3億6,471万6,000円です。国道349を補完し、市街地の骨格を形成する幹線道路として位置づけられておる菅谷市毛線の整備に要する費用です。主な内容は、道路改良工事の請負費です。

130ページ、一番上の段になります。

下菅谷地区街路整備事業費は1億5,326万5,000円です。下菅谷地区において、地域の活性化と駅へのアクセス強化を図るため、上菅谷下菅谷線と下菅谷停車場線を整備する費用です。主な内容は、道路改良舗装工事の請負費や道路用地の購入費、物件移転の補償費です。

130ページ、2段目です。

菅谷飯田線道路整備事業費は4億5,390万円です。那珂インターチェンジと国道118号を結ぶことにより、道路交通ネットワークの強化、市や周辺自治体の観光振興、付近の小学校と安全安心な歩行空間の確保のため、菅谷飯田線を整備する費用です。主な内容は、道路改良予定地の盛土工事の請負費や道路用地の購入費、物件移転の補償費です。

130ページの一番下になります。

7款土木費、3項都市計画費、5目公園事業費の予算額は5,917万5,000円になります。公園事業費の主なものは、宮の池公園など都市公園の緑化管理の委託費です。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 これ、130ページの菅谷飯田線整備事業で、その4億円。これは具体的な、盛土とか何かとかと書いていましたけれども、ちょっともう少し詳しく教えてくださいませんか。

都市計画課長 次年度なんですけど、今回、用地買収をした場所に田んぼ等がございまして、計画道路の高さよりも低い場所であったり、軟弱な地盤の場所もございまして。そういったところに盛土をしまして計画高さまで上げたり、軟弱地盤対策として事前に圧力をかけるために盛土をする、そういった作業の内容になります。

笹島委員 ここは那珂インターから国道118号まで4車線化する構想ですよ。

都市計画課長 おっしゃるとおりです。

笹島委員 そうすると、4車線化によってこれは、あれ、前は30億円くらいと書いていたよ、総予算がね。これ、どのくらいになる予定ですか、そうすると。

都市計画課長 基本的に金額は変わっていませんが、国交省よりも出ておりますけれども、人件費の高騰等がございまして、若干上がるような形では考えております。

笹島委員 どこでも大体1.5倍から上がっていますから、そういう予想、四十五、六億円くらいの予想もしているんですか、やっぱり。

都市計画課長 はい。おおむねの予想はしております。今年度の状況においては2億円程度、2億円から2億5,000万円程度上がるかなというようなところで考えております。

笹島委員 そうすると、30億円、三十四、五億円って、4車線の必要性というのはあるんですか、ここは。

都市計画課長 そうしますと、おそらく今回、31億円ないし2億円程度というように考えてございます。

4車線の必要性に関しましては、かねてよりちょっとご説明させていただいているように、道の駅のことであったり、国道118号の4車線化であったり、小学校の通学路等の件であったり、そういったものを踏まえ、また、交通量のほうで既に1万2,000台を超えていると、こういったお話もご説明しているとおりで、その状況は今も変わりませんので、今も必要性はあるというふうに考えております。

以上です。

笹島委員 前から言っていますけれども、中途半端ですよ。国道118号から那珂インターのそっちのほうだけで、いつ4車線になるか分からない国道118号線。実際は交通量が多いのは那珂インターから今言っていた駒潜ですよ。あそこまで4車線されて、そこから2車線ですから、重要なひたちなか市からの物流ですから、もうこの工業地帯からトラックとか商用車がたくさん行って、那珂インターに入ってくるわけですよ。ですから、実際だったら2.2キロの今言ったように那珂インターから、国道118号だけじゃなくこちらのほうも整備しないと、今言っていた本当の、道はつながっていると言われていまして、4車線、2車線になって4車線、ちょっと不合理ですよ。それ、どういうお考えですか。

都市計画課長 昨年度も笹島委員のほうから同じご質問をいただいているところで、そのときにもご説明させていただいたというところではありますが、市のほうとしても、南側の2車線のほうに関しては、非常に重要な路線であるというふうには考えております。それは今日現在でも考えております。

その一方で、都市計画事業のほうで様々な街路事業をやらせていただいております。建設部におきましても、瓜連の冠水対策等もやらせていただいております。そういったことも考えまして、非常に重要であるとは十分に認識しておるんですが、まずは、今取りかかっている事業を推進させていただいて、その後の状況で南側のタイミングを考えていきたいというふうに考えております。

笹島委員 私も、同時進行だと思うんですよ、道路はつながっているということで、一番需要がある道路というのは、ご存じのとおり、何回も言うんですけども、勝田、ひたちなか市の物流センター、あと港湾施設がありますよね。で、高場の陸橋も4車線化され

ている。非常にもう便利がいいところから那珂インターのほう。交通量が多いのは分かっていますよね。それで那珂インターに上っていく。で、下りていくものはトラックとかなんかの、私も見ていますから、みんな知っていると思うんですね。じゃ、国道118号のほうはというと、ほとんど少ないわけですよね。もう半減すると思うんですね。ですから、本当に重要なのは、駒潜から那珂インターであって、もしそれができないんなら、同時進行すべきだと思うんですね。そういう発想はないんですか。

都市計画課長 まずもって交通量の件なんですけど、こちらのほう、ちょっと既に提出させていただいているところではあるんですけども、北側の交通量についてもかなりあります。少なくとも、バードラインから国道118号、うちのほうで調査を行ったところと、まずもって認識しております。

その一方で、確かに委員おっしゃるように、できることならば両方一遍にやっていくのが理想だというふうに私も感じているところではありますけど、その他もろもろの事情がございまして、何とぞご理解をくださいというような、すみません、答弁でよろしいでしょうか。

笹島委員 理解できません。同時進行をよろしく願います。市民はそれを望んでいるんですよ。申し訳ないけれども、市民のためにやってくださいよ。皆さんのためじゃない、市民はそう望んでいるんですよ、やっぱり。で、もちろんその勝田のところか何かの人たちもたくさん来ます。そして、4車線化すればもっと便利がいいし、あの辺り、ヤマトとか何かの物流センターもありますね、クロネコのヤマトですね。あと、工場もあるし。とって、結構立地がいいんですね。ですから、あの辺りにいろんな工場とか、その他の設備が来ると思うんですね。ですから、そういうものもやっぱり考えていただいて、そちらもよろしく願います。申し訳ないけれども、道の駅中心じゃなくて今言った沿線ですね。沿線の活性化を見れば、4車線化って非常に大事だと思うんですね。今言っていた駒潜から那珂インターまでのというね。申し訳ないんですけども、道の駅から国道118号というのは開発されないわけですよね、農振地区だからね、道の駅だけでね。ご存じですよね、それはね。もうできないんですよ、あの辺りはもう何も。農振地区ですから、非常に厳しい。要するに、公共団体のそういうあれだったら道の駅だって許可されたわけですよ。ほかはできないと思うんですね。どうですか、それは。知っていますよね。ちょっと答弁願います。

都市計画課長 現時点においては、委員おっしゃるように、道の駅のところを中心に開発をするというようなところになってございます。

以上です。

委員長 それでは、ほかになれば質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時44分）

再開（午前11時45分）

委員長 再開いたします。

土木課が出席をしております。

続きまして、議案第24号 市道路線の認定について、議案第25号 市道路線の廃止については関連がありますので、2件を一括して議題といたします。

執行部より一括してご説明願います。

土木課長 土木課長の川崎です。ほか4名が出席しております。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第24号をご覧ください。

議案第24号 市道路線の認定について説明させていただきます。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を下記のとおり認定したいので、議会の議決を求めるものです。

今回の認定路線としまして、6路線ございます。

整理番号1は、下菅谷地区まちづくり事業、2は、開発行為による道路の帰属、3から5については、道の駅の整備、6は、瓜連地区の駅前広場の整備によるものです。

整理番号1、路線番号8-3164、起点、那珂市菅谷字下宿東3360番20地先、終点、那珂市菅谷字下宿東3362番1地先。

整理番号2、路線番号8-3165、起点、那珂市菅谷字中宿西4330番5地先、終点、那珂市菅谷字中宿西4330番9地先。

整理番号3、路線番号8-9072、起点、那珂市飯田字高野宮1860番2地先、終点、那珂市飯田字高野宮6419番地先。

整理番号4、路線番号8-0975、起点、那珂市飯田字島の内6368番地先、終点、那珂市飯田字島の内6378番地先。

整理番号5、路線番号8-0976、起点、那珂市飯田字高野宮6424番1地先、終点、那珂市飯田字中嶋山1917番地先。

整理番号6、路線番号1194、起点、那珂市瓜連字一本杉618番1地先、終点、那珂市瓜連字一本杉618番3地先。

次のページをお開きください。

路線認定の参考資料になります。路線ごとの幅員、延長等が記載してございます。

次のページをご覧ください。

整理番号1の位置図になります。

場所としましては、下菅谷駅の北側になります。下菅谷地区まちづくり事業で整備する市道から既設市道へ接続するための新設道路の認定になります。丸印が起点、矢印が終点になります。

次のページをお開きください。

整理番号1の路線の地番図になります。

次のページをお開きください。

路線番号2の路線の位置図になります。場所としましては、中菅谷駅北側になります。開発行為による新設道路の帰属に伴う道路の認定となります。

次のページをお開きください。

同じく地番図になります。

次のページをお開きください。

整理番号3から5の路線の位置図になります。

場所としましては、県道65号線那珂インター線とバードラインの交差点の西側になります。道の駅の整備に伴う道路の認定となります。令和7年6月議会において市道認定をした道の駅の外周道路のほうに接続する路線となります。

なお、この路線につきましては、この後の議案第25号において、現在認定している路線は認定廃止となります。

次のページをお開きください。

同じく地番図になります。

次のページをお開きください。

路線番号6の路線の位置図になります。場所としましては、瓜連駅南側駅前広場の道路の認定になります。

これで、議案第24号については以上になります。

引き続き、議案第25号をご覧ください。

議案第25号 市道路線の廃止について説明させていただきます。

道路法第10条第3項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止したいので、議会の議決を求めるものです。

廃止路線として、3路線ございます。道の駅整備に伴う市道の廃止になります。

先ほどの議案第24号において新たに認定する路線の説明をしましたが、こちらは現在認定している路線を廃止するものです

整理番号1、路線番号8-0972、起点、那珂市飯田1860番2地先、終点、那珂市飯田1801番1地先。

整理番号2、路線番号8-0975、起点、那珂市飯田1925番地先、終点、那珂市飯田6378番地先。

整理番号3、路線番号8-0976、起点、那珂市飯田6432番地先、終点、那珂市飯田1931番地先。

次のページをお開きください。

路線廃止の参考資料となります。幅員延長等が記載されております。

次のページをお開きください。

路線の位置図になります。こちらの3路線が廃止となります。

次のページをお開きください。

同じく地番図になります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(土木課所管部分)を議題といたします。

まず、5款農林水産業費の所管部分について、執行部よりご説明願います。

土木課長 それでは、ご説明させていただきます。

予算書110ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては、85ページから97ページまでが土木課所管の事業となります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。下段になります。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費2億6,378万5,000円。このうち、1事業が土木課所管の事業となります。

111ページ、下段になります。

湛水防除施設維持管理事業1,102万6,000円。事業内容としましては、久慈川に設置してあります3か所の排水機場の維持管理費になります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、7款土木費及び10款災害復旧費の所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

土木課長 それでは、続きまして、予算書122ページをお開きください。

上段になります。

7款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費1億7,737万円。職員人件費及び道路整備に要する事務費でございます。

続きまして、予算書123ページの中段になります。

2目道路維持費5億6,459万6,000円。道路の維持管理に要する経費でございます。前年度と比較しまして、1億8,586万9,000円の増額になっております。増額の理由としましては、道路維持補修費における歩道補修に係る工事請負費及び道路維持清掃事業の除草に係る委託料の増額。また、125ページの上段にあります両宮遊歩道改修事業の工事請負費を計上したことによる増額となります。

続きまして、125ページ、中段になります。

3目道路新設改良費4億6,906万8,000円。道路の新設改良及び冠水対策に要する費用でございます。

続きまして、126ページ、中段になります。

4目橋りょう維持費1億7,045万9,000円。前年度と比較しまして1億6,278万5,000円の増額になっております。増額の理由としましては、常磐自動車道に係る富ノ内橋について、橋梁長寿命化のため工事請負費を計上したことによる増額となります。

続きまして、同じく126ページの下段になります。

2項河川費、1目河川総務費144万5,000円となります。内容としましては、那珂川と久慈川にあります排水樋管の維持管理に要する経費でございます。

続きまして、127ページの上段になります。

2目河川費397万1,000円。市内の調整池及び両宮排水路の維持管理に要する経費でございます。

続きまして、175ページをお開きください。

10款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、1目現年災害4,000円。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 12時を過ぎましたが、引き続き会議を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

大和田委員 道路維持費ということで、何か主にこの両宮遊歩道が多くその増額の理由なんで

すか、これ。1億8,000万円というのは。

土木課長 それでは、説明します。

両宮遊歩道についてはあまり大きくなく、今回、工事のほうを8年度実施するという  
ことで、8,641万6,000円ということで計上しているんですけども、それ以外については、  
道路の維持補修における舗装補修費及び道路清掃事業のほうの除草費の増額がメインと  
なっております。

大和田委員 道路維持清掃事業と多分草なんでしょうけれども、この委員会でもいっぱいやれ  
やれとこのご時世ですからということも言っていたんですけども、これはその増額の  
理由というのは、回数を増やしたとか、面積を、面積というか、路線を増やしたとかと  
いう理由なのか。それとも、ただ今までどおりだけれども、人件費が上がっているから  
上がっているだけなのか、そこがちょっと気になる場所なんですけども、どうでし  
ょう。

土木課長 ご指摘のとおりでございまして、今回については、面積のほうを増やして金額のほ  
うを増額ということになっております。増額としては、約1,300万程度ということになる  
んですけども、確かに、人件費、材料費の高騰ということもありまして、その辺も当  
然上がっているところなんですけども、もうメインは面積のほう、実際は回数を増や  
すとか、路線を増やすという形で対応しているところです。

以上です。

大和田委員 じゃ引き続き、引き続きって、これずっとやっているんで、もういつもなので、  
面積増やしているということと、あと回数増やすということは引き続きお願いしたいと  
思います。

以上です。いいです。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩(午後0時03分)

再開(午後1時00分)

委員長 再開いたします。

農業委員会事務局が出席をしております。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(農業委員会事務局所管部分)を議題と  
いたします。

所管部分について、執行部よりご説明願います。

農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の澤島です。ほか1名が出席しております。どうぞ  
よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

予算書105ページをお開き願います。

主要事業説明書につきましては、104ページになります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費1,963万3,000円。農業委員、農地利用最適化推進委員への報酬、事務局運営に係る費用などとなっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後1時01分)

再開(午後1時02分)

委員長 再開いたします。

農政課が出席をしております。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(農政課所管部分)を議題といたします。  
所管部分について、執行部よりご説明願います。

農政課長 農政課長の石井です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。  
す。それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、予算書の106ページをご覧ください。主要事業説明書につきましては、67ページから71ページまでの5事業になります。

それでは、予算書の款、項、目、本年度予算額の順にご説明をさせていただきます。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費2億3万4,000円。主に、農業委員会と農政課職員の人件費や事務費となっております。

続きまして、107ページをお願いいたします。

3目農業振興費1億1,777万3,000円。前年度と比較して2,173万8,000円の減となっております。増減のある主な事業といたしまして、107ページ、2段目に記載の農業振興地域整備促進事業、令和6年度から7年度までの2か年の継続費を設定し、進めていた農業振興地域整備計画の全体的な見直しの委託事業が終了したことから、見直しに係る委託料が減となりましたが、今回の見直しにおいて作成した地図情報を管理する農地地図システムを導入することから、この事業としては前年比292万3,000円の減となっております。

続きまして、同じ107ページ、3段目に記載の農産物被害防除事業、昨今の物価高騰等を踏まえ、市有害鳥獣捕獲隊への捕獲委託料と捕獲したイノシシ1頭当たりの対策費用補助を増額したことなどから、161万円の増となっております。

続きまして、同じ107ページ、下段に記載の担い手育成支援事業、こちらは中心的な担

い手農家や新規就農者への支援などを行うものです。前年比2,157万6,000円の減となっております。主な要因といたしましては、担い手が自ら生産する生産物の付加価値額の拡大と経営発展に寄与するために使用する機械や設備などの導入に活用できる担い手確保経営強化支援対策交付金への補助要望がなかったためでございます。

続きまして、108ページの下から2段目になります。

園芸振興支援事業になります。当市とひたちなか市、東海村の3市村で設置するほしいも協議会が毎年実施しております、ほしいも品評会が令和8年度の開催をもって節目の20回目を迎えることから、それを記念しての事業を行うための負担金を増額したことなどにより66万8,000円の増となっております。

続きまして、同じ108ページ、最下段の農業活動拠点施設管理事業、令和7年度にふれあいファーム芳野直売所の空調設備設置工事が完了したことなどから574万8,000円の減となっております。

続きまして、109ページ、下から2段目の農地活用地域計画策定推進事業になります。10年後の地域の農業や農地の活用について、地域で話し合いながら計画を作成するものとなっております。令和5年度からモデル地区で進めており、令和6年度に市内全8地区のモデル地区において計画が策定されました。令和7年度も8地区のモデル地区においてブラッシュアップなどを行いました。令和8年度は新たな地区の選定までは至らないと思われませんが、引き続き地域での話し合いにより計画策定や更新を進めていく予定としております。

また、その下に記載の農地中間管理事業、こちらにつきましては、農地中間管理機構を介した農地の貸し借り、集積、集約化等を図る事業ですが、前年比1,093万5,000円の増となっております。要因といたしましては、現在、基盤整備事業が進んでいる新木崎地区で取組地域への支援である地域集積協力金を活用する面積が増えたためになります。

続きまして、110ページをご覧ください。

上段のアグリビジネス戦略推進事業です。これは本市の農業推進の戦略として策定した計画を進めるもので、令和8年度からの第2期計画に更新したところですが、この第2期計画では、これまでの取組の継続もあります。新たに持続可能な農業の推進を目標に掲げ、交付金を活用し、有機農業栽培の研修や試験ほ場での栽培を実施してまいります。

続きまして、同じく110ページ、中段になります。

4目畜産業費32万5,000円。こちらは、家畜伝染病の検査や予防接種等を実施する畜産振興事業となっております。

その下になります。5目農地費2億6,378万5,000円。こちらは、次ページ111ページ下段の湛水防除施設維持管理事業、こちら土木課所管となっております。こちらの1事業を除く5事業が農政課の所管となっております。

110ページにお戻りいただければと思います。

下段の土地改良推進事業、ここでは、農村の地域資源の保全活動を支援する多面的機能支払交付金制度などを行っております。地域の活動組織から施設の整備に係る補助要望がなかったことなどから、前年比591万1,000円の減となっております。

続きまして、112ページをご覧ください。

下から2段目の土地改良補助事業、ここでは土地改良区や水利組合の計画的施設改修への一部負担などを行っており、その改修に伴う負担要望が増えたことにより、前年比367万2,000円の増となっております。

113ページをお願いいたします。中段になります。

6目地籍調査費1,679万円。こちらは、木崎地区の地籍調査とそれに伴う地籍調査の事務費でございます。木崎地区地籍調査事業につきましては、令和7年度に南酒出7地区の現地測量が完了し、登記に向けた地籍簿の作成を行う予定となっております。この登記が完了しますと、木崎地区の国土調査の再調査が終了となります。そこで、これまでは木崎地区終了後、額田地区の再調査に着手することとしておりましたが、費用対効果や事業期間が長期にわたることなどを考慮し、市内全域の再調査を一旦休止し、地籍調査の必要性が生じた事業の中で個別に対応していくこととしました。

なお、再調査の再開につきましては、国補助の動向、測量技術の進展などの状況を見極め判断していくこととしております。

それでは、114ページをお願いいたします。上から2段目になります。

8目経営所得安定対策費5,547万8,000円。こちらは、米の生産調整実施者に対しまして補助を行う経営所得安定対策奨励補助事業や、それに伴う事務費でございます。

同じ114ページ、一番下の段になります。

2項林業費、1目林業費119万4,000円。こちらは、林業種苗生産事業者への補助や民有林の造林や下刈りなどへの補助を行う林業振興事業や事務費でございます。

それでは、説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

大和田委員 ちょっと。道の駅のほうに聞けばいいのか、農政に聞けばいいのかというところのお話なんですけれども、ちょっとアグリビジネス戦略のところですかね。今まで、そのうまいもん会議ですとか、そういった様々な商品開発をしているかと思うんですけれども、この辺何か実施設計を見ると、道の駅のほう。ほら、レストランはこういうのを出します、何かもう結構大分決まっています、じゃここで開発されているような品物はどこへ行っちゃうのというのがちょっと、一生懸命作っているのはいいんですけれども、どこへ行っちゃうんですかというのがちょっと気になったものですから、伺いたいと思います。

農政課長 お答えいたします。

今まで、うまいもん会議ですとか、求評会といったものを農政課所管で実施してまいりました。その中で、プリンですとか、そういったもの、その他ほかにもいろいろ皆さんに作成していただき、いろいろな本当においしいものができたかと思えます。そちらにつきまして、私のほうでも農政課のほうとしましても、道の駅のようにどのように取り入れられるかというのはまた今後の話になってくるのかなと捉えておりまして、これにつきましては、またあと事業者ともお話をしながら、そもそも商品化まで行くのかどうかとか、そういったのを含めまして、道の駅のほうと合わせてどのようにできていくのかというのは相談になってくるのかなと思っております。

以上でございます。

大和田委員 まだこれから煮詰めていくという感じだと思うんですけども、何かこういう道の駅の話があって、市内の業者とか、その中に入っていない、今までこういう商品開発のほうに入っていない方も、やっぱり気にし始めてきたとかいう声を聞くもんですから、そういった場合、そのどっちに聞けばいいんだ、誰に聞けばいいんだか分からないけれども、農政なのか、道の駅なのか、整備課なのか、それまたその出荷組合ですとか何かいろいろあるじゃないですか。どういったルートでというとおかしいけれども、もう頭がいっぱいあって、分からないんです。ちょっと、じゃ副市長、お願いします。

副市長 ありがとうございます。今、課長が言ったように、商品開発を一生懸命やっていたところなんです。前回お示ししたのは、メインとなる南棟とか、そういったところの販売を考えていますけれども、西棟ですね、物販、あの農産物直売所のあるところ、あそこいろんなコーナーを設けまして、那珂市の加工品、あるいは、できれば工業品なんかあればいいんですけれども、そういった物を西棟で売っていこうと思っています。実際、その商品になるまでまず仕上げるのが大事だと思いますけれども、売れる商品が出来上がればそちらで販売するような形を、まずは共通認識として持って取り組んでいます。

大和田委員 何かそうすると、結局、その場で作るという、作るものだと三セク直営で、これはまた道の駅なのか何か分からなくなっちゃった。直営でやるけれども、結局、物販、持って帰るような品物というんですか、そういったものはその西棟で販売して、いろいろな業者さんにご協力いただくという認識でよろしいでしょうか。

副市長 はい、基本的には、そういう考えで結構だと思います。

大和田委員 分かりました。

笹島委員 107ページの担い手支援事業なんです、これ。どうですか、就農者は増えているんですか。

農政課長 はい、就農者としましては、新規の方になるかとは思いますが、新規ですと、今、認定新規就農者としましては、8名の方が7年度末で就いております。

また、今のところですけども、認定新規就農者として、加えて今度8年度からは2人

が増えるというような予定で行っておりますので、また今後、就農相談とかございますので、そういったものに適時適切に対応してまいりたいと思っております。

笹島委員 トータル何名ぐらいになるんですか、そうすると。

農政課長 認定農業者としますと96名で、先ほど申し上げましたように、新規ですと8名となっております。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、認定もそうですけれども、新規、そうですけれども、那珂市はお米、野菜、果物はどうか分からないですけれども、こういうふうな分野でやっぱり就農しているんですか。

農政課長 お答えいたします。

やはり今の時代のこともありまして、新規の方は、やっぱりカンショ、サツマイモでやりたいという声が多くなっております。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、その方は干し芋のほうに特化するわけですか。

農政課長 必ずしも干し芋だけというわけではなく、どちらかといえば、干し芋と生芋の半々ぐらいでの生産を目指しているということでございます。

笹島委員 どうですか、もうかっているのかな。

農政課長 もうかっているかという、なかなか難しいところではございますが、例えば新規就農者につきましては、年末に東京タワーのほうで横手市とイベントを一緒に行いまして、そちらのほうでいろいろ干し芋の販売とかさせていただきました。その際に、聞き取りとかでも、自分たちで結構いろんな販路を見つけているよということで、特にその売れていないとか、そういったことはないというのは、話は聞いております。

笹島委員 なぜこの話しかするというと、やっぱりもうかっていないと生活できないでしょう。離農しちゃいますよね。元に戻っちゃいますよね。ですから、この九十何名のいる中で、以前も言っていたかと思うんですけれども、結構離農している人も多いですか。

農政課長 今回、7年度につきましては、離農をするということで、認定農業者から降りている方もいらっしゃるんですが、その場合は、大体代替わりですとかで何人か代わっているところもございます。確かに、もう後継ぎがないので年齢をというところの方もいらっしゃいます。

笹島委員 ほとんど代替わりとって認識してよろしいですか。

農政課長 減ったというか、結局、イコールにはなるんですけれども、代替わりで代わっている人もいますし、ですが、どちらかという、そのもうからないから辞めるというような話はあまり聞こえてこず、やっぱり一番懸念されている高齢化とかで年齢がとか、そういった部分で離農される方はいらっしゃるというような感じでございます。

笹島委員 新陳代謝はよくしなきゃいけないですね、ある程度のもう70代になれば。誰もも

う体力的に無理ですから、代を代わらなきゃいけないですね。そういう方が多いんだら、今のままでやっていたら安定があるんですけども、本当に新しく何もやったことのないような、で、就農しているという人も中にはいるんですか。来た人も、それは。

農政課長 確かに、もともとは全然違う職業をしていたという方もいらっしゃいます。ただし、そういった方々がいきなり入り込んですぐ農業ができるかといえば、そういうことはちょっと難しいと思いますので、その際には、今年度、7年度に那珂市とMIRAIという団体ができました。そちらで研修というか、指導を受けたりとか、それではなくとも、県の農業大学校とか、そういったところでやっぱり研修、あとまた経営に関しても、やはりもうかるもうからないとなると、経営手腕というのが、自分の考え方が出てくると思いますので、そういったものを合わせて学びながら今度参入をしていただくと、耕作していただくというような方向でやっております。

以上でございます。

副委員長 担い手に関しては、すごく重要なことだと思うんです。で、今、課長のお話しされたところで、私もちょっと知り合いで、そういう類いの知り合いがいるんですけども、実際のところ、これ農地を借りたいといったときに、私のネットワークでいろいろ聞き歩いたりもしているんですけども、大概、いいところってほとんどが近隣市町村の大規模農園をやられているところにリースしているような状態なんですよ。こういう方というのは、農地の、田畑ですよ、田畑のマッチングなんかどうやってされるんですか。

農政課長 今、副委員長おっしゃっていただいたその口コミというところはございますけれども、そういったことに関しましても、農政課とか農業委員会とかでも情報を持っているところがございますので、ですので、もしそういったお話があれば、もしよろしければ、こちらの農業委員会、農政課のほうにお問合せいただくということをしていただければと思います。

以上でございます。

副委員長 その分、やっぱりじゃ需要と供給の話でいえば、まだまだ結局農地が余っているという言い方が適切かどうかは分からないですけども、マッチングさせるような農地が潤沢にどうかあるということで理解していいんですか。

農政課長 潤沢にあるかという、ちょっとそこはなかなかそう言っているものかどうか分かりませんが、まずお話があれば、先ほどの話じゃないですけども、ちょっと高齢でそろそろと考えているところの方にお話をつないでみたりとか、そちらのほうは農業委員会で担当者の最適化推進委員さんいますので、そういった方と情報交換しながら、ただし、やはり耕作者の今度新たに耕作したいという方もいろいろ希望がございましてしょうから、場所とかそういったものもありますので、そういったのをうまく話聞きながら、マッチングできればと思います。

以上でございます。

副委員長 あともう一つなのですが、那珂市地域おこし協力隊活動支援、新規就農協力隊推進事業というところの地域おこし協力隊あるじゃないですか。これ、ぶっちゃけ、うまく行っていますか。

農政課長 なかなかちょっと厳しいところなんですけど、確かに、残念ながら今回、今、3年目の協力隊員さんいらっしゃるんですけど、今回をもちまして、一応、卒業ということになりまして、ここではなく、那珂市にはちょっと定住しないという方向で今動いてございます。そういったことと今までの経緯も踏まえまして、これ、政策企画課との共同での事業になっておりますけれども、これまでのではなく1回お試しということで、農業のまずは7年度では2泊3日ですかね、そちらのほうで実際那珂市で農業をやっている方のお話を聞きながら、実際どんなものかとまずは見てもらって、それでまたもう一回当初からやろうかなと考えている方については、またこのインターンではないんですけども、こういった先ほどの話だと、例えばサツマイモをやってみたいといったところであれば、それをちょっと長期間に、一月とか、そういうふうにやっていただいたりとかして、それでもということの場合は、また新たに採用になるかもということで、ちょっと段階を踏んで、実際の那珂市の農業という実情というか、そういったところを見てもらいながら、採用するかどうかというのは決めていくことになるかと思えます。

ですので、今まではちょっといい結果は生まれていないんですけども、ちょっとやり方を変えていくことで考えております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後1時26分)

再開(午後1時26分)

委員長 再開いたします。

商工観光課が出席をしております。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算(商工観光課所管部分)を議題といたします。

所管部分について、執行部よりご説明願います。

商工観光課長 では、まず予算書115ページをご覧ください。

主要事業説明書については、73ページから76ページまでの4事業になります。

予算書の款、項、目、本年度予算額の順にご説明いたします。

まず、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算額1億3,694万6,000円。こちらは、主に商工観光課職員の人件費や事務費になります。

続きまして、下段、2目商工振興費となります。予算額9億1,168万4,000円のうち、予算書116ページ、3番目の企業立地促進事業及び予算書117ページの2段目の複合型交流拠点施設道の駅整備事業を除く4億2,322万4,000円が商工観光課分の予算額となっております。こちらは、自治金融の信用保証料や利子補給、商工会への補助など、商工振興に関する予算となっており、前年比3億5,822万2,000円の増となっております。増額の主な要因としましては、117ページ下段からの生活支援商品券臨時配布事業を新規事業として計上したことによるものです。これは、国の令和7年度補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている生活者を支援するため、全市民に対し、市内の店舗で使用できる5,000円分の商品券を配布するものでございます。

続きまして、国道118号ページ、中段、3目観光費、予算額1億2,965万3,000円となります。こちらは、いい那珂フェスティバルなどのイベントや静峰ふるさと公園などの施設管理に要する予算となっております。前年比1,672万5,000円の増となっております。増額の主な要因としましては、予算書121ページ、3段目のいい那珂観光活性化事業を新規事業として計上したことによるものです。これは昨年11月に県植物園のリニューアルオープンに加え、道の駅開業に伴う集客効果等を踏まえ、国からの交付金を活用し、本市の観光振興を考えていくものでございます。また、新規事業として雪まつり開催事業を計上しておりますが、これは静峰ふるさと公園で2年に一度実施している秋田県横手市からかまくら職人を招いてつくられるかまくらの展示やイベント等に要する費用でございます。

説明については以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

副委員長 生活支援商品券臨時配布事業で、こちら、基本的には給付方法がQRコードを付した物理カードというふうになっているんですよ。これはちなみに高齢者に対してはどういうふうな解釈であれされますか。この間、リアルにちょっと質問受けたもんですから。

商工観光課長 お答えいたします。

現時点であります。QRコードが記載された物理カードを送付することで、利用者がアプリ利用と、もしくは従来どおりの商品券で利用のいずれかを選択して利用できるようなものを想定しているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

委員長 暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後1時32分)

再開（午後1時33分）

委員長 再開いたします。

道の駅整備課が出席をしております。

議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算（道の駅整備課所管部分）を議題といたします。

所管部分について、執行部よりご説明願います。

道の駅整備課長 道の駅整備課長の岡本でございます。ほか1名が出席しております。よろしく申し上げます。それでは、着座にてご説明いたします。

それでは、予算書117ページをお開きください。117ページの下段になります。

なお、主要事業説明書につきましては、78ページが道の駅整備課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明をいたします。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費9億1,168万4,000円。9事業のうち、複合型交流拠点施設道の駅整備事業が道の駅整備課の所管事業となっております。主な事業内容といたしましては、先日の全員協議会でご説明をしておりますけれども、造成工事費が4億366万7,000円、各種準備委員会開催支援業務やワークショップ運營業務等に係る委託料が2,708万6,000円でございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

笹島委員 これ、委託料のほうの280万5,000円かな。これ、実施計画って終了していたと思うんですけども、これは。

道の駅整備課長 そちらの実施設計分は、県が整備しますトイレの設計料になります。県のほうは、市のほうに諸収入ということで負担金のほうを払っていただくことになります。

以上でございます。

笹島委員 この経営アドバイザー業務というのは、どういうあれ。

道の駅整備課長 そちらは、これまでも、引き続き3つの委員会のほうの開催運営に携わってきました船井総研の委託料になっております。

以上でございます。

笹島委員 これ、結構な金額払うんですけども、どのようなことを委託したんですか。

道の駅整備課長 まず、ご説明申し上げましたとおり、3つの委員会を今道の駅のほうで開催しております。建設準備委員会、第三セクター設立準備委員会、出荷者組合設立準備委員会が3つございます。そちらの委員会のほうの開催運営ということになりますけれども、主な内容といたしましては、建設準備委員会は、第三セクター出荷者組合設立準備委員会が一番頭に来る委員会となっております。そちらでまずはその委員会での流れの

把握を行っております。さらに、建設準備委員会のほうは、地域の地域連携であったり、そういった部分について主に検討しておりますので、産官学連携であったり、今回の全天候型プレイゾーンもそうですけれども、そちらに関する主な協議を行っております。

第三セクター設立準備委員会に関しましては、全員協議会のほうでもご説明しておりますけれども、施設の配置であったり、食のコンテンツの絞り込みであったりというものをやっております。

出荷者組合設立準備委員会に関しましては、今後の農作物の直売所への出荷が主なターゲットとなっておりますけれども、そちらに関する準備に向けた協議を行っているところを船井総研にやっていただいているところでございます。

以上でございます。

笹島委員 船井総研のほうは、3つの建設準備委員会、第三セクター設立準備委員会、それから出荷者組合というふうなところに関わっているわけですか、これは。どういう関わりですか。

道の駅整備課長 全てそちらの委員会のほうに関わって、資料の作成から検討事項まで船井総研がやっているところでございます。

笹島委員 そうすると、これは資料作成をしていって、その準備委員会のほうでアドバイス云々というのはなく、ただ資料作成ということでよろしいですか、これは。

道の駅整備課長 アドバイスというところでは、まず船井総研を選定しているというところですが、まず総務省の地域力創造アドバイザーという制度もあります。そちらに道の駅の部門で船井総研が載っているところでございますけれども、そういった今までの実績というところのノウハウをやはり船井総研が持っておりますので、その点について、船井総研のほうからいろいろなアドバイスをいただいているところでございます。

笹島委員 継続的にこの3つのほうにアドバイスをしていただくと。これをやっていただかないで、これは意味がないですね、何でもね。資料作成はどこでもできますもんね。それでよろしいですか。今のアドバイスのほうを継続的にやっていただくと。

道の駅整備課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

笹島委員 それから、このワークショップ運営業務とか、飲食コンテンツ開発、出荷販売とかって、植栽業務と、これ、説明ちょっと細かくいいですか。

道の駅整備課長 まず、ワークショップ運営なんですけれども、そちらにつきましては、来年度、令和8年度に藤森先生の講演会のほうを考えております。まず、藤森先生が建築されるものについては、市民参加型でありましたり、建築主が参加するといったような形で、一緒に建築をしていけるところをやっていこうというところで、今回考えておりますのは、主に回廊とかに使います丸太なんですけれども、そちらの皮むきのワークショップ、あとは、照明とかの傘に和紙を使って、そういったものを市民の方たちと一緒にやっていきながら、機運の醸成を図り、またさらには、愛着を持っていただくというよ

うな趣旨でワークショップのほうを考えております。それに先立ちまして、令和8年度につきましては、藤森先生の講演会を開催したいと考えているところでございます。

続いて、飲食コンテンツ開発支援ですけれども、こちらにつきましては、主に第三セクターが先日の全員協議会の中でも、キラーコンテンツとなる食のコンテンツのほうを全員協議会の中でお知らせしたところでございます。それをさらにブラッシュアップしていくために、飲食コンテンツ開発支援ということでやっていきたいと考えております。

あと、植栽等の準備、委託ですけれども、こちら、南棟と、あと東側にあります山をモチーフとしましたあの壁なんですけれども、壁の上に松の木を載せることになっております。そちらの育成期間というものがやはり2年かかるということで、そちらを今年度から育成期間として、予算のほうを上げているところでございます。

以上でございます。

笹島委員 すみません、出荷販売体制構築支援、ここを。

道の駅整備課長 申し訳ありません。出荷販売体制構築支援ですけれども、こちらにつきましては、さらに、先ほどお話ししました出荷者組合のほうに出荷体制をやはり確立していかなければならないというところがございますので、今までポケットファームどきどきを立ち上げました方がいらっしゃいます。で、小さな流通研究所というところで会社を開いて、主に直売所向けにやっている専門の方がいらっしゃいます。そちらの方に関わっていただいて、さらに直売所のほうの出荷者の体制のほうを強化していきたいと考えている委託でございます。

以上でございます。

笹島委員 この工事請負費が4億3,000万円かな、前は3億8,000万円くらいだと思うんですけども、これどうしてあれですか。

道の駅整備課長 すみません、以前、その数字というのは出ていたかどうかというのはちょっと記憶にないんですけども、今回、4億円ということで計上させていただいております。

笹島委員 造成工事だよな。

道の駅整備課長 はい。

笹島委員 前は、3億8,000万円というふうな。これ、ここに出ているよ、ここに。持っている、前の。

道の駅整備課長 すみません。基本設計時ですね。で、3億8,000万円ということで出ております。今回、あくまでも前回基本設計でしたので、実施設計を行うことによって数量の精査であったり、あとは物価高騰というところを見据えて、4億300万円を計上させていただいているところでございます。

笹島委員 これはあれですか、実際見積もったんじゃなく、概算であれしているんですか。

道の駅整備課長 基本設計時が概算となります。なので、今回、実施設計ですので、改めて数

量の拾い出しであったりというところをやったの精査になっております。

笹島委員 じゃ、これが正しいということですね。4億あれがね。

そうすると、これは田んぼを埋め立てるんですよ、これね。

道の駅整備課長 実際には、田んぼを埋め立てるということではなくて、やはり農地で使っていたところですので、重い物が載れば、それだけ地盤というのは下がると思います。その養生という部分でまずは盛土をして、現在のレベルに戻して、さらに、下がった分はもちろん盛土になりますけれども、盛土をして、順繰り測定を、工事をやっていくという流れになっていきます。

笹島委員 ある程度時間を置かないと地盤沈下するんじゃない。そうすると、固める時間でどのくらい使うんですか、それは。

道の駅整備課長 令和5年のボーリング調査によっては、養生期間は約60日ということになっております。

笹島委員 水を抜かなきゃいけないよね。そういう田んぼね。水が溜まるでしょう、下のほうに。それを抜かなきゃいけないという、そんなことはないの。

道の駅整備課長 一応、サウンディング調査もやっておりまして、地盤の中で砂礫、地層が結構いい地層がすぐ近くまで来ておりまして、そんなにその水を抜くとか、そういった作業はございません。

笹島委員 今度は、建屋は今度畑のほうに造るわけ。

道の駅整備課長 建屋に関しましては、現況、今、畑のところに建築をしていきます。

笹島委員 そうすると、田んぼのところの埋立てとか、杭は打ったりはしないよね。駐車場になるのかな、そこは。

道の駅整備課長 はい、主に駐車場の場所になってきます。

笹島委員 そうすると、これ、前の3億8,000万円から4億円になったと、概算ですけども。やはりある程度の金額が上がっているわけですよ。そうすると、今、前も言っているとおり、人件費とか、それから今言っていた諸物価が上がっている、そういう現在で上がっているという、それは加味した実施設計でも、それでこれ見積り取った金額ですか、これは。

道の駅整備課長 実施設計におきましては、ちょっと全員協議会のところでも触れさせていただきましたけれども、そういったところを加味して、今おっしゃっていただいた物価高騰であったり人件費の高騰というところを加味して、若干余裕を持って金額のほうを上げさせていただいているところがございます。ただ、全員協議会の中でもお話をしておりますけれども、国のほうで3年間のうちに5%ずつ人件費を上げていきますよということをおっしゃっておりますので、今後の上がり幅というものはまだちょっと不確定なところはございます。

以上でございます。

笹島委員 今言っていた総事業費が30億円だったかな、当初ね、それから43億2,000万円くらいに上がって、随分1.5倍くらい上がったわけでしょう。そうすると、これは大丈夫なんですか、そういう造成のほうは。

道の駅整備課長 その分も見込んでの43.2億円ですので、もちろん造成工事につきましては、予算が可決されれば4月以降に発注したいものですので、大丈夫かと思えます。

笹島委員 何でこんなことを言っているって、造成というのは、やっぱり地盤沈下すれば、やっぱり盛土しとかなきゃいけないですよ。で、どんどん追加していかないといけないですよ。そういう試験的なことはもうやっているんですか。

道の駅整備課長 はい。それが先ほどご回答を差し上げております60日間の養生期間が必要ですよというのがサウンディング調査の結果でございます。

委員長 笹島委員、すみません、全員協議会でも話している部分も多少重なっていますので簡潔にお願いいたします。

笹島委員 どこまでやったかな。ちょっと待って。質問忘れちゃった。

委員長 ほかにございませんか。

大和田委員 初めて聞くやつを聞きますから。じゃ、盛土の話は分かりました。じゃあと、ちょっとワークショップの件で、今年度は藤森先生の講演会ということで、あと市民参加型、非常にいいのかなと思うんです。それに伴って、道の駅の説明会ではないけれども、市民に多く知らしめるという場になって、非常にいいかと思うんですけれども、先ほど言ったその丸太の皮むきとかも今年やる。まだ早いですよね。

令和9年からやるという感じで、今年度はこの199万円はその藤森先生の講演会というので取っていると。

じゃあと、開発支援業務なんですけれども、この間実施設計見て、いろんなそのレストランですとか、アイスジェラートとか、そういったのを見させていただいたんですけれども、この550万円というのはどこにその開発支援業務をお願い、委託するのかというのを伺います。

道の駅整備課長 今まで、先ほど、農政課のほうでもうまいもん会議というところが出ていたかと思えますけれども、そちらでもやはり那珂市の特産物でありますカボチャ、サツマイモというところをメインとして商品開発を行っておりました。おりますというか、続いております。やはりそういった今までの流れがございますので、そこと同じ事業者のほうに契約はしたいと考えておりますけれども、やはりそこはまだちょっと検討していきたいと考えております。

大和田委員 言っているいいものか悪いものか分からないんですけれども、我々、写真で見ているだけだから、一度食べさせていただきたいなと思うんですが、どうでしょう。

道の駅整備課長 実際に昨年度のうまいもん会議は、議員の皆様にもお知らせを差し上げていたところでございますけれども、そもそも第三セクターのほうで考えておりますその食

のコンテンツのほうにつきましては、第三セクターのほうからもぜひ議員の皆様にも試食のほうをしていただきたいというようなお話もありますので、そういった機会のほうを探っていきたいと思います。

大和田委員 もう造成までかかるということですから、失敗は許されないというところですから、そういったコンテンツの中身もしっかりと、我々に見えないところじゃなくて公にさせていただいて、進めていただけたらなと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

私から1点だけ質問させていただきます。

用地造成工事、こちらの予算がついております。国土交通省のほうで白ナンバートラックについて、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されるということで記事が載っておりました。今回の法改正により白ナンバートラックの利用が厳格に制限されることで、現場全体の施工効率が低下し、工期全体への影響や、直接費への増加につながる可能性があるということで指摘されておりますが、この辺の認識がございましたらお願いいたします。

道の駅整備課長 委員長おっしゃるとおり、そちらに関しましては認識をしております。実際の業務に関しましては、土木課に事務依頼をかけて、土木課が監督をすることになっていきます。土木課長のほうからもそういった情報はいただいておりますので、その辺はちゃんと加味をしながら、発注業務のほうに努めてまいりたいと思います。

委員長 よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後1時53分)

再開(午後1時53分)

委員長 再開いたします。

これより、議案第17号 令和8年度那珂市一般会計予算の討論及び採決を行います。

まず、討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日の議題は全て終了いたしました。

次回の委員会では、調査事項をどうするかなどを協議していきますので、よろしくお願いいたします。

長時間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会（午後1時55分）

令和8年5月26日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 寺門 勲